

令和4年度 信州母子保健推進センターだより

No.2

R4.6.14

例年より早い梅雨入りとなりました。気温差も激しいので、体調には十分にお気を付けてください。
今回は、市町村母子保健担当者会議の質疑応答、「乳幼児健診、この際だから聞きたい疑問」等の内容となっております。

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



..... 令和4年度市町村母子保健担当者会議について.....

令和4年6月3日に開催した市町村母子保健担当者会議には、74市町村からの参加がありました。
当日は、配布した資料に沿って、事業担当者から説明しました。
質疑応答の内容については以下のとおりです。その他ご不明な点等ありましたら担当者までご連絡ください。

質問	回答						
妊婦訪問支援事業について 特定妊婦等の訪問は対象になりますか。	要領の事業目的に記載のとおり、対象と考えてよいです。						
#8000のマグネットシールについて どのくらいの枚数をもらえますか。	在庫が約2,000枚あります。特に枚数制限は設けていませんので、希望枚数をご連絡ください。						
不妊治療について 生殖補助医療の③体外受精・顕微授精、④受精卵・胚培養、⑥胚移植は先進医療ということで、保険適用外なのでしょうか。(配布資料36ページ)	③体外受精、顕微授精、④受精卵・胚培養、⑥胚移植は保険適用となり、そこに先進医療を追加することができます。 先進医療として承認された技術は保険診療と併用できますが、先進医療の費用は自費となります。 <table border="1"><tr><td colspan="2">保険診療：治療モデル凍結胚移植(52万円)の例</td><td rowspan="2">+</td><td rowspan="2">保険診療外 先進医療 (自費)</td></tr><tr><td>健康保険7割 (36万4千円)</td><td>自己負担3割 (15万6千円)</td></tr></table> *先進医療を受ける場合の自己負担額 = 自己負担3割 + 先進医療分	保険診療：治療モデル凍結胚移植(52万円)の例		+	保険診療外 先進医療 (自費)	健康保険7割 (36万4千円)	自己負担3割 (15万6千円)
保険診療：治療モデル凍結胚移植(52万円)の例		+	保険診療外 先進医療 (自費)				
健康保険7割 (36万4千円)	自己負担3割 (15万6千円)						
生殖補助医療の保険適用に年齢制限はありますか。	一般不妊治療(タイミング法、人工授精)には、年齢制限はありません。 生殖補助医療は、医療の開始日に女性の年齢が43歳未満であることとされています。加えて、「胚移植」については、年齢により回数制限があります。						

最近のOnePublicから

【マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて】

(令和4年5月20日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、子ども家庭局から発出)

<子どものマスク着用について>

○2歳児未満(乳幼児)：マスクの着用を奨めない。

○2歳以上の就学前の子ども：保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めない。ただし、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。



【令和4年度 母子保健医療対策総合支援事業の実施について】

(令和4年6月7日 厚生労働省子ども家庭局から発出)

<主な改正点>

- (1) 「母子保健対策強化事業」の創設(実施主体：市町村)
- (2) 「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」等を統合して新たに「性と健康の相談センター事業」の創設(実施主体：都道府県、指定都市、中核市)
- (3) 「産後ケア事業」の拡充として、①非課税世帯に対する利用料減免加算、②24時間365日の受け入れ体制加算(実施主体：市町村)

乳幼児健診、この際だから、聞きたい疑問 (第5弾) 【発達検査編】

Q1 発達検査の手技や評価方法があっているか心配です。

現在、県内では「新版K式発達検査」「デンバー発達判定法」「改訂版乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」に基づいて発達検査を行っている市町村が多いです。

例えば、幼児健診で用いる「絵カード」ですが、新版K式発達検査では、検査用具が定められており、購入することができます。デンバー発達判定法や改訂版乳幼児健康診査身体診察マニュアルでは、「犬、猫、ボール、車等見慣れたものの絵」となっています。基づく発達検査により、手技や評価の仕方が異なりますので、それぞれの検査に示された方法で行う必要があります。

詳細は、発達検査の種類に合った必要な手引書等によりご確認ください。

Q2 幼児健診で積み木を用いた発達検査を実施しています。積み木は、同じような大きさや形状であれば、何を使ってもいいでしょうか。

正確に評価するためにも、Q1にあるように実施している発達検査に基づいた積み木を使用してください。

大人にとっては、赤色も青色も黄色も同じ積み木ですが、子どもは「違う積み木」ととらえることがあります。

例として、席ごとに積み木の色が違くと、隣の席の積み木がいいと思ったり子どもと保健師の積み木の色が違くと同じようにできないことがあります。

Q3 発達検査の一つの課題にどのくらい時間をかけて行えばいいですか。できないときは何回やればいいですか。

基づいている発達検査の種類は何でしょうか。それぞれの発達検査は集団を対象に決められた手技で検査を実施し、その通過率を基準に作成されています。

所要時間は明記されていませんが、検査項目ごと回数を決まっていますので、それぞれの検査手技を確認してください。



○低出生体重児保健指導マニュアル(厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592914.pdf>

-----***-----**-----*-----**-----***-----

OnePublicの運用が開始されて、1年2か月が過ぎました。これに伴い、令和3年4月以降、原則として厚生労働省からの通知・事務連絡等のメールによる発出がなくなりました。OnePublicのサイトを毎日確認するのが大変であれば、厚生労働省から毎日午後5時30分ごろメール配信される「【共同ポータルサイト(OnePublic)】新しいお知らせ」で新着状況を確認し、必要な情報を見落とさないようにしましょう。

<連絡先>◎信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026(235)7141

担当圏域	母子保健推進員	配置場所	連絡先
佐久・上小・飯田・長野・北信	小山 佐知恵	保健・疾病対策課	026(235)7141
諏訪・伊那・木曾・松本・大北	伝田 純子	松本保健福祉事務所	0263(40)1937

(令和4年6月信州母子保健推進センター発行)

Q4 指さしの確認をするのに絵本を利用しています。指さしはしませんが、言われたものを目で追う場合、できたとして良いですか。

目で追うことは指さしとは違います。指さしができるかどうかを見る必要があります。

Q5 6か月の相談の際、視性立ち直り反射の確認をしていますが、パラシュート反射の反応を見たいほうがいいですか。

『乳幼児健診マニュアル』(医学書院)では、次のように記載されています。

- ・5か月以降では視性立ち直り反射が確認できる。
- ・7か月以降では側方パラシュート反応が確認できる。
- ・9か月ごろになるとパラシュート反応が出現する。

6か月の相談であれば、視性立ち直り反射を行うことでよいと思います。

Q6 低出生体重児の修正月齢での評価は何歳まで行えばいいですか。

明確な答えはありませんが、運動機能・精神発達ともに、概ね3歳には暦年齢評価とされています。在胎週数が短いほど、修正年齢と暦年齢の差は大きく、より長い期間修正が必要になります。発育については、暦年齢3歳まで修正月齢で見ることが多いようです。

低出生体重児保健指導マニュアル(厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)を参照してください。

Q5 通過できなかった課題について保護者にどのように伝えてら良いですか。

できないことだけを指摘されるのは、あまり気分のいいものではありません。「積み木の家はできなかったけど、積み木が8個も積めたね。」など今、できることを伝えるようにしましょう。

また、保護者が家でできることを伝えたいので、「〇月ごろ、様子を見せてください」とすることで保護者も家で何をすればいいのかがわかりやすくなります。